

## 別紙2 規制等

### 1 施工場所

大分市大字志村 2500 番地の 1 大在水資源再生センター敷地内

### 2 現地条件

- (1) 事業用地面積 8,300 m<sup>2</sup>
- (2) 用地の高低 あり（事業用地範囲に盛土あり）  
市において整地予定（GL+1.0m）
- (3) 現況 GL TP+3.000m
- (4) 垂直積雪量 なし
- (5) 基準風速（建築基準法施行令第 87 条に基づく）32m/s

### 3 敷地の区域概要

- (1) 都市計画区域 都市計画区域内（市街化区域）
- (2) 用途地域 準工業地域（特別用途地区：大規模集客施設制限地区）
- (3) 防火地域 指定なし
- (4) 景観エリア 市街地エリア
- (5) 伝搬障害防止区域 ○内 ・外



図-1 伝搬障害防止区域図（総務省 HP より）

#### 4 規制基準類

(1) 開発行為

公益上必要な公共下水道の用に供する施設である建築物のため、計画通知書の提出に先立ち、「開発行為、建築及び宅地造成に関する証明書の交付申請書（適用除外）」を提出すること。

(2) 緑化規制

大在水資源再生センター用地には、都市計画上の防潮林や緑地帯としての位置付けはない。また、外周の植栽は、近接する緑地帯に景観を合わせるために設置されている。

(3) 文化財情報(周辺遺跡)について

事業予定地エリアは遺跡地外のため、届出の提出は不要。

(4) 建築基準法上の規制

大在水資源再生センターは用途地域上の準工業地域に該当し、建築基準法上の規制は下記の通りである。

容積率・建ぺい率	容積率 : 200% 建ぺい率 : 60%
高さ制限	道路斜線 : 適用距離 20m, 勾配 1.5 隣地斜線 : 立ち上り 31m, 勾配 2.5

(5) 騒音・振動規制区域

ア 騒音に関わる基準値

騒音(騒音規制法、大分市騒音防止条例)に関する規制基準

	朝 午前6時～午前 8時	昼間 午前8時～午後 7時	夕 午後7時～午後 10時	夜間 午後10時～午前 6時
第1種区域	45dB以下	50dB以下	45dB以下	40dB以下
第2種区域	50dB以下	60dB以下	50dB以下	45dB以下
第3種区域	60dB以下	65dB以下	60dB以下	50dB以下
第4種区域	65dB以下	70dB以下	65dB以下	55dB以下

※区域区分：準工業地域は「第3種区域」に該当

特定建設作業の規制規準

規制内容	区域区分	騒音・振動
特定建設作業の場所の敷地境界における規準値	1号・2号	騒音規制法：85dB 振動規制法：75dB
作業可能時刻	1号	午前7時～午後7時
"	2号	午前6時～午後10時
最大作業時間	1号	10時間/日
"	2号	14時間/日
最大作業日数	1号・2号	連続6日
作業休業日	1号・2号	日曜・祝日

※区域区分：準工業地域は「1号」に該当

特定建設作業の種類（法令）

	特定建設作業の名称	工法・使用機械	根拠法令
1	くい打・くい抜機を使用する作業	ディーゼルハンマパイルドライバ 油圧ハンマ バイブロハンマなど ※圧入式くい打・くい抜機は7号様式 ※アースオーガ等と併用する作業は7号様式	騒音規制法 および 振動規制法
2	さく岩機を使用する作業 (ショベルカーに取り付けた大型ブ レーカー)	アイオン ジャイアントブレーカー クローラーブレーカーなど	〃
3	さく岩機を使用する作業（手持ち）	空圧式 油圧式 エンジン式 電動式など	騒音規制法
4	びょう打ち機を使用する作業	リベッチングハンマなど	〃
5	空気圧縮機を使用する作業 (15Kw以上)	コンプレッサーなど ※さく岩機の動力としての使用は除く	〃
6	コンクリートプラント (0.45立方メートル以上)	※モルタル製造用以外のもの	〃
7	アスファルトプラント (200kg以上)		〃
8	バックホウを使用する作業 (定格出力80Kw以上)	※環境大臣指定のものは7号様式	〃
9	トラクターショベルを使用する作業 (定格出力70Kw以上)	※環境大臣指定のものは7号様式	〃
10	ブルドーザーを使用する作業 (定格出力40Kw以上)	※環境大臣指定のものは7号様式	〃
11	鋼球を使用して建設物その他の工作 物を破壊する作業		振動規制法
12	舗装版破碎機を使用する作業		〃

特定建設作業の種類（条例）

	特定建設作業の名称	工法・使用機械	根拠法令
1	くい打・くい抜機を使用する作業	圧入工法サイレントパイラー工法 セメントミルク工法 アースオーガ工法 アースドリル工法 ベネトエ工法など	大分市 騒音防止条例
2	ショベル系掘削機を使用する作業 （騒音規制法に該当しないもの）	バックホウ トラクターショベル ブルドーザー 圧砕機 ニブラー など	〃
3	コンクリートカッターを使用する作業		〃
4	鉄球を使用する解体作業		〃
5	ディーゼル発電機を使用する作業 （他の特定建設作業の動力としての使用を除く）		〃

特定施設一覧表

特定施設の種類	振動規制法	騒音規制法	大分市騒音防止条例
圧延機械		22.5kw以上（合計）対象	
製管機械		対象	
ベンディングマシン（ロール式のものに限る）		3.75kw以上対象	
液圧プレス（矯正プレスを除く）	対象	対象	
機械プレス	対象	294kN以上対象	
せん断機	1kw以上対象	3.75kw以上対象	
鍛造機	対象	対象	
ワイヤーフォーミングマシン	37.5kw以上対象	対象	
ブラスト（タンブラストと密閉式のものを除く）		対象	
タンブラー		対象	
高速切断機		砥石を用いるものは対象	対象
自動やすり目立機			2kw以上対象
空気圧縮機（冷凍機用を除く）	7.5kw以上対象	7.5kw以上対象	3kw以上対象
その他の圧縮機（冷凍機用を除く）	7.5kw以上対象		3kw以上対象
冷凍機用圧縮機（空調用機器（エアコン等）を含む）			3kw以上対象
送風機		7.5kw以上対象	3kw以上対象
土用又は鋤物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機	7.5kw以上対象	7.5kw以上対象	3kw以上対象
織機（原動機を用いるものに限る）	対象	対象	
コンクリートブロックマシン	2.95kw以上（合計）対象		
コンクリート柱・コンクリート管製造機	10kw以上（合計）対象		
コンクリートプラント （混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）		対象	
アスファルトプラント （混練容量が200kg以上のものに限る）		対象	
穀物用製粉機（騒音規制法ではロール式のみ届出が必要）		7.5kw以上対象	3kw以上対象
ドラムバーカー	対象	対象	
チップパー	2.2kw以上対象	2.25kw以上対象	
碎木機		対象	
帯のご盤 製材用		15kw以上対象	10kw以上対象
帯のご盤 木工用		2.25kw以上対象	1kw以上対象
丸のご盤 製材用		15kw以上対象	10kw以上対象
丸のご盤 木工用		2.25kw以上対象	1kw以上対象
かんな盤		2.25kw以上対象	1kw以上対象
抄紙機		対象	
印刷機械（原動機を用いるものに限る）	2.2kw以上対象	対象	
合成樹脂用射出成形機	対象	対象	
合成樹脂成形加工機			対象
鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	対象	対象	
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機 （カレンダーロール機を除く）	30kw以上対象		
遠心分離機（直径1m以上のものに限る）			対象
石材引割機			対象
紙加工機械			対象
天井走行クレーン			7.5kw以上(合計)対象
門型走行クレーン			7.5kw以上(合計)対象
クーリングタワー			1kw以上対象
ブロックマシン			対象

イ 振動に関わる基準値

振動(振動規制法)に関する規制基準

	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第1種区域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	65dB以下	60dB以下

※区域区分：準工業地域は「第2種区域」に該当

特定建設作業の規制基準

規制内容	区域区分	騒音・振動
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号・2号	騒音規制法：85dB 振動規制法：75dB
作業可能時刻	1号	午前7時～午後7時
"	2号	午前6時～午後10時
最大作業時間	1号	10時間/日
"	2号	14時間/日
最大作業日数	1号・2号	連続6日
作業休業日	1号・2号	日曜・祝日

※区域区分：準工業地域は「1号」に該当

特定建設作業の種類（法令）

	特定建設作業の名称	工法・使用機械	根拠法令
1	くい打・くい抜機を使用する作業	ディーゼルハンマパイルドライバ 油圧ハンマ バイブロハンマなど ※圧入式くい打・くい抜機は7号様式 ※アースオーガ等と併用する作業は7号様式	騒音規制法 および 振動規制法
2	さく岩機を使用する作業 （ショベルカーに取り付けた大型ブレーカー）	アイオン ジャイアントブレーカー クローラーブレーカーなど	〃
3	さく岩機を使用する作業（手持ち）	空圧式 油圧式 エンジン式 電動式など	騒音規制法
4	びょう打ち機を使用する作業	リベッチングハンマなど	〃
5	空気圧縮機を使用する作業 （15Kw以上）	コンプレッサーなど ※さく岩機の動力としての使用は除く	〃
6	コンクリートプラント （0.45立方メートル以上）	※モルタル製造用以外のもの	〃
7	アスファルトプラント （200kg以上）		〃
8	バックホウを使用する作業 （定格出力80Kw以上）	※環境大臣指定のものは7号様式	〃
9	トラクターショベルを使用する作業 （定格出力70Kw以上）	※環境大臣指定のものは7号様式	〃
10	ブルドーザーを使用する作業 （定格出力40Kw以上）	※環境大臣指定のものは7号様式	〃
11	鋼球を使用して建設物その他の工作物を破壊する作業		振動規制法
12	舗装版破碎機を使用する作業		〃



特定施設一覧表

特定施設の種類	振動規制法	騒音規制法	大分市騒音防止条例
圧延機械		22.5kw以上（合計）対象	
製管機械		対象	
ベンディングマシン（ロール式のものに限る）		3.75kw以上対象	
液圧プレス（矯正プレスを除く）	対象	対象	
機械プレス	対象	294kN以上対象	
せん断機	1kw以上対象	3.75kw以上対象	
鍛造機	対象	対象	
ワイヤーフォーミングマシン	37.5kw以上対象	対象	
ブラスト（タンブラストと密閉式のものを除く）		対象	
タンブラー		対象	
高速切断機		砥石を用いるものは対象	対象
自動やすり目立機			2kw以上対象
空気圧縮機（冷凍機用を除く）	7.5kw以上対象	7.5kw以上対象	3kw以上対象
その他の圧縮機（冷凍機用を除く）	7.5kw以上対象		3kw以上対象
冷凍機用圧縮機（空調和機器（エアコン等）を含む）			3kw以上対象
送風機		7.5kw以上対象	3kw以上対象
土用又は鋤物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機	7.5kw以上対象	7.5kw以上対象	3kw以上対象
織機（原動機を用いるものに限る）	対象	対象	
コンクリートブロックマシン	2.95kw以上（合計）対象		
コンクリート柱・コンクリート管製造機	10kw以上（合計）対象		
コンクリートプラント （混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る）		対象	
アスファルトプラント （混練容量が200kg以上のものに限る）		対象	
穀物用製粉機（騒音規制法ではロール式のみ届出が必要）		7.5kw以上対象	3kw以上対象
ドラムバーカー	対象	対象	
チップパー	2.2kw以上対象	2.25kw以上対象	
砕木機		対象	
帯のご盤 製材用		15kw以上対象	10kw以上対象
帯のご盤 木工用		2.25kw以上対象	1kw以上対象
丸のご盤 製材用		15kw以上対象	10kw以上対象
丸のご盤 木工用		2.25kw以上対象	1kw以上対象
かんな盤		2.25kw以上対象	1kw以上対象
抄紙機		対象	
印刷機械（原動機を用いるものに限る）	2.2kw以上対象	対象	
合成樹脂用射出成形機	対象	対象	
合成樹脂成形加工機			対象
鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	対象	対象	
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機 （カレンダーロール機を除く）	30kw以上対象		
遠心分離機（直径1m以上のものに限る）			対象
石材引割機			対象
紙加工機械			対象
天井走行クレーン			7.5kw以上(合計)対象
門型走行クレーン			7.5kw以上(合計)対象
クーリングタワー			1kw以上対象
ブロックマシン			対象

(6) 臭気についての規制基準

施工予定地は悪臭規制の規制対象（市街化区域）であるため、悪臭防止法に則り、処理施設の敷地境界において特定悪臭物質の種類ごとの規制基準値(ppm)を遵守すること。

ア 工場・事業場の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の種類	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.008
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

イ 工場・事業場の煙突等の排出口における規制基準

特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン）の種類ごとに、次式により算出した流量。

$$q=0.108 \times He^2 \times Cm$$

q: 特定悪臭物質の流量 (Nm<sup>3</sup>/h)

He: 補正された排出口の高さ(m)

Cm: ①敷地境界線の地表における規制基準(ppm)

ただし、補正された排出口の高さが5m未満のものについては、この式は適用しません。

ウ 工場・事業場からの排水水における規制基準

特定悪臭物質の種類	排水水の量 (m <sup>3</sup> /s)	規制基準 (mg/l)
メチルメルカプタン	0.001以下の場合	0.03
	0.001を超え、0.1以下の場合	0.007
	0.1を超える場合	0.002
硫化水素	0.001以下の場合	0.1
	0.001を超え、0.1以下の場合	0.02
	0.1を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001以下の場合	0.3
	0.001を超え、0.1以下の場合	0.07
	0.1を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001以下の場合	0.6
	0.001を超え、0.1以下の場合	0.1
	0.1を超える場合	0.03

(7) 大気汚染についての規制基準

ア 大気汚染物質の排出施設

大気汚染に関する規制については、大気汚染防止法に基づき、下記の大気汚染物質を排出する設備を設置する場合は市環境対策課に届け出を行うこと。

## 大気関係届出施設一覧表

表1 ばい煙発生施設一覧  
(大気汚染防止法施行令 別表第一)

番号	施設名	規模	番号	施設名	規模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。	16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生のために供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。	17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)&及び煅焼炉(14の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること。	18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3ℓ以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)&転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く。)		19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る。)&前3項に掲げるもの及び密閉式のもの(を除外。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口断面面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。	20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造の用に供する加熱炉		22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のもの(を除外。))	伝熱面積が10㎡平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上であること。
8(1)	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。	23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。
8(2)	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6ℓ以上であること。	24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)&又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)&及び直火炉(26の項に掲げるものを除く。)		26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く。)		27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。	28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20t以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。	29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が、0.5㎡以上であるか、羽口断面面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20ℓ以上であること。	30	ディーゼル機関	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上であること。	31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35ℓ以上であること。
			32	ガソリン機関	

表2 揮発性有機化合物排出施設一覧  
 (大気汚染防止法施行令 別表第一の二)

番号	施設名	規模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。)が1時間当たり3,000m <sup>3</sup> 以上のもの
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m <sup>3</sup> 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m <sup>3</sup> 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m <sup>3</sup> 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m <sup>3</sup> 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m <sup>3</sup> 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり27,000m <sup>3</sup> 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kl以上のもの

表3 一般粉じん発生施設一覧  
(大気汚染防止法施行令 別表第二)

番号	施設名	規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの容量が0.03㎡以上であること。
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75kW以上であること。
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15kW以上であること。

表4 特定粉じん発生施設一覧  
(大気汚染防止法施行令 別表第二の二)

番号	施設名	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
2	混合機	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
7	破碎機及び磨砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。

備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。

表5 水銀排出施設一覧  
(大気汚染防止法施行令 別表第三の三)

番号	施設名	施設の規模・要件
1	小型石炭混焼ボイラー(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝熱面積10㎡以上</li> <li>●燃焼能力(注1)50L/時以上</li> </ul>
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	
3	非鉄金属の製造 における一次精錬 の用に供する施設 (注5)	銅又は金  金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉 <ul style="list-style-type: none"> <li>●原料処理能力1t/時以上</li> </ul>
4		鉛又は亜鉛  金属の精製の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>●火格子面積1㎡以上</li> <li>●羽口面断面積0.5㎡以上</li> <li>●燃焼能力(注1)50L/時以上</li> <li>●変圧器定格容量200kVA以上</li> </ul>
5	非鉄金属の製造 における二次精錬 の用に供する施設 (注6)	銅、鉛又は亜鉛  銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 <ul style="list-style-type: none"> <li>●原料処理能力0.5t/時以上</li> <li>●火格子面積0.5㎡以上</li> <li>●羽口面断面積0.2㎡以上</li> <li>●燃焼能力(注1)20L/時以上</li> </ul>
6		金  鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 <ul style="list-style-type: none"> <li>●燃焼能力(注1)10L/時以上</li> <li>●変圧器定格容量40kVA以上</li> </ul> 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉(5の項に含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>●原料処理能力0.5t/時以上</li> </ul>
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火格子面積1㎡以上</li> <li>●燃焼能力(注1)50L/時以上</li> <li>●変圧器の定格容量200kVA以上</li> </ul>
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火格子面積2㎡以上</li> <li>●焼却能力200kg/時以上</li> </ul>
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物(注3)又は水銀含有再生資源(注4)を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)

(注1) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したものの

(注2) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10万L/時 未満のもの

(注3) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注4) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注5) 「一次精錬の用に供する施設」とは大防法令別表1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、硫化鋳の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料からなる材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鋳の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

(注6) 「二次精錬の用に供する施設」とは大防法令別表1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。



イ ばいじん及びNO<sub>x</sub>の排出基準値

対象施設別のばいじん及びNO<sub>x</sub>の排出基準値の一覧（環境省 HP 参照）を以下に示す。

	施設種類	規模	新設基準値			
			0 <sub>n</sub>	ばいじん (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )		NO <sub>x</sub>
			(%)	一般	特別	(ppm)
ボイラー	ガス専燃ボイラー	4万m <sup>3</sup> N以上	5	0.05	0.03	60~100
		4万m <sup>3</sup> N未満	5	0.1	0.05	130~150
	重油専燃及びガス液体混燃ボイラー	20万m <sup>3</sup> N以上	4	0.05	0.04	130~150
		4~20万m <sup>3</sup> N	4	0.15	0.05	150
		1~4万m <sup>3</sup> N	4	0.25	0.15	150
		1万m <sup>3</sup> N未満	4(注)	0.3	0.15	180
	黒液燃焼ボイラー	20万m <sup>3</sup> N以上		0.15	0.1	
		4~20万m <sup>3</sup> N		0.25	0.15	
		4万m <sup>3</sup> N未満		0.3	0.15	
	石炭燃焼ボイラー	20万m <sup>3</sup> N以上	6	0.1	0.05	200~250
		4~20万m <sup>3</sup> N	6	0.2	0.1	250~320
4万m <sup>3</sup> N未満		6	0.3	0.15	250~350	
触媒再生塔付属ボイラー		4	0.2	0.15		
その他のボイラー	4万m <sup>3</sup> N以上	6(注)	0.3	0.15		
	4万m <sup>3</sup> N未満	6(注)	0.3	0.2		
ガス発生炉及び加熱炉	ガス発生炉		7	0.05	0.03	150
	加熱炉		7	0.1	0.03	150
焙燃炉焼結炉か燃炉	焙燃炉	4万m <sup>3</sup> N以上		0.1	0.05	220
		4万m <sup>3</sup> N未満		0.15	0.10	
	フェロマンガン製造用燃結炉			0.2	0.1	220
	その他の燃結炉			0.15	0.1	220
	か焼炉	4万m <sup>3</sup> N以上		0.2	0.1	200
		4万m <sup>3</sup> N未満		0.25	0.15	
溶鉱炉転炉平炉	溶鉱炉のうち高炉			0.05	0.03	100
		その他の溶鉱炉		0.15	0.08	100
	転炉			0.1	0.08	
	平炉	4万m <sup>3</sup> N以上		0.1	0.05	
		4万m <sup>3</sup> N未満		0.2	0.1	
金属溶解炉	金属溶解炉	4万m <sup>3</sup> N以上		0.1	0.05	180
		4万m <sup>3</sup> N未満		0.2	0.1	
金属加熱炉	金属加熱炉	4万m <sup>3</sup> N以上	11(注)	0.1	0.08	100~180
		4万m <sup>3</sup> N未満	11(注)	0.2	0.10	150~180
石油加熱炉	石油加熱炉	4万m <sup>3</sup> N以上	6	0.1	0.05	100
		4万m <sup>3</sup> N未満	6	0.15	0.08	130~180
触媒再生塔、燃焼炉	触媒再生塔		6	0.2	0.15	250
	硫黄回収燃焼炉		8	0.1	0.05	250
窯業用燃成炉、溶融炉	石炭燃成炉のうち土中釜		15	0.4	0.2	250
		その他の石炭燃成炉		15	0.3	0.15
	セメントの製造用燃成炉		10	0.1	0.05	250~350
		耐火レンガ等の製造用燃成炉	4万m <sup>3</sup> N以上	18	0.1	0.05
		4万m <sup>3</sup> N未満	18	0.2	0.1	
	その他の燃成炉	4万m <sup>3</sup> N以上	15(注)	0.15	0.08	180
		4万m <sup>3</sup> N未満	15(注)	0.25	0.15	
	板ガラス又はガラス繊維製品製造用溶融炉	4万m <sup>3</sup> N以上	15	0.1	0.05	360
		4万m <sup>3</sup> N未満	15	0.15	0.08	
	光学ガラス、電気ガラス又はフラットの製造用溶融炉	4万m <sup>3</sup> N以上	16	0.1	0.05	800
4万m <sup>3</sup> N未満		16	0.15	0.08		
その他の溶融炉	4万m <sup>3</sup> N以上	15	0.1	0.05	180~450	
	4万m <sup>3</sup> N未満	15	0.2	0.1		

(注) この規定の運用については当分の間、0<sub>n</sub>=0<sub>s</sub> とし、酸素濃度補正を行わない。

	施設種類	規模	新設基準値			
			0n (%)	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)		NOx (ppm)
				一般	特別	
反応炉及び直火炉	反応炉及び直火炉	4万m <sup>3</sup> N以上	6(注)	0.15	0.08	180
		4万m <sup>3</sup> N未満	6(注)	0.2	0.1	
乾燥炉	骨材乾燥炉		16	0.5	0.20	230
	その他の乾燥炉	4万m <sup>3</sup> N以上	16	0.15	0.08	
		4万m <sup>3</sup> N未満	16	0.2	0.1	
電気炉	合金鉄(珪素含有率が40%以上) 製造用電気炉			0.2	0.1	
	合金鉄(珪素含有率が40%未満)及び カーバイト製造用電気炉			0.15	0.08	
	その他の電気炉			0.1	0.05	
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉	4t以上	12	0.04	0.04	250~700
		2~4t	12	0.08	0.08	
		2t未満	12	0.15	0.15	
銅、鉛、亜鉛用各種炉	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙燃炉	4万m <sup>3</sup> N以上		0.1	0.05	220
		4万m <sup>3</sup> N未満		0.15	0.08	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用燃結炉			0.15	0.1	220
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶鋳炉			0.15	0.08	100~450
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用転炉			0.15	0.08	
	銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶解炉	4万m <sup>3</sup> N以上		0.1	0.05	180~330
		4万m <sup>3</sup> N未満		0.2	0.1	
銅、鉛又は亜鉛の精錬用乾燥炉	4万m <sup>3</sup> N以上	16	0.15	0.08	180	
	4万m <sup>3</sup> N未満	16	0.2	0.1		
活性炭製造用反応炉	活性炭製造用反応炉		6	0.3	0.15	180
アルミニウム用電解炉	アルミニウム精錬用電解炉			0.05	0.03	
燐鉱石処理施設	リン等製造用燃成炉		15	0.15	0.08	180
	リン等製造用溶解炉			0.2	0.1	600
トリポリリン酸ナトリウム製造用施設	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉		16	0.1	0.05	180
	トリポリリン酸ナトリウム製造用燃成炉		15	0.15	0.08	180
鉛の2次精錬用溶解炉	鉛の2次精錬用溶解炉	4万m <sup>3</sup> N以上		0.1	0.05	180
		4万m <sup>3</sup> N未満		0.2	0.1	
鉛蓄電池製造用溶解炉	鉛蓄電池製造用溶解炉	4万m <sup>3</sup> N以上		0.1	0.05	180
		4万m <sup>3</sup> N未満		0.15	0.08	
鉛系顔料製造用施設	鉛系顔料製造用溶解炉	4万m <sup>3</sup> N以上		0.1	0.05	180
		4万m <sup>3</sup> N未満		0.15	0.08	
	鉛系顔料製造用反射炉			0.1	0.05	180
	鉛系顔料製造用反応炉		6	0.05	0.03	180
コークス炉	コークス炉		7	0.15	0.1	170
ガスタービン	ガスタービン		16	0.05	0.04	70
ディーゼル機関	ディーゼル機関		13	0.1	0.08	950~1200
ガス機関	ガス機関		0	0.05	0.04	600
ガソリン機関	ガソリン機関		0	0.05	0.04	600

(注) この規定の運用については当分の間、0n=0s とし、酸素濃度補正を行わない。

ウ 硫黄酸化物に関する量規制（K 値規制）

硫黄酸化物の排出規制値について、市における地域別に定める定数（K 値）は下記のとおりである。

・ K 値 =  $\boxed{2.34}$

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量(単位；温度零度・圧力 1 気圧の状態に換算した m<sup>3</sup>毎時)

K：地域別に定める定数

He：補正された排出口の高さ（煙突実高 + 煙上昇高）

※環境省 HP より